

コンビニ収納開始のお知らせ

4月から、市税や料金などをコンビニエンスストアで納めることができる「コンビニ収納」が始まります。

休日や夜間も、手数料不要で納めることができるようになりますので、ぜひご利用ください。これまでどおり、金融機関などの窓口でも納めることができます。

コンビニで納められる市税及び使用料など

平成24年4月以降に発行されるバーコード印字のある納付書

- | | |
|-----------------|----------|
| ・市県民税（普通徴収分） | ・水道使用料 |
| ・固定資産税 | ・下水道使用料 |
| ・軽自動車税 | ・有線放送使用料 |
| ・国民健康保険税（普通徴収分） | ・住宅使用料 |
| ・介護保険料（普通徴収分） | ・保育料 |



取扱コンビニ店舗一覧

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| ○エブリワン | ○セブン-イレブン | ○ファミリーマート |
| ○ローソン | ○くらしハウス | ○ココストア |
| ○サークルK | ○サンクス | ○ミニストップ |
| ○デイリーヤマザキ | ○スリーエイト | ○R I C マート |
| ○セイコーマート | ○生活彩家 | ○スリーエフ |
| ○ハート・イン | ○セーブオン | ○コミュニティ・ストア |
| ○スパ（北海道） | ○ポプラ | |



コンビニ収納納付書の取り扱い注意点

コンビニで利用できる納付書は税、料目で①～③の3つの種類があります。その納付書の注意点をお知らせします。

① 4連納付書（納付済通知書・原符・領収証・納税証明書）

【税・料目】

- ・**軽自動車税**（1枚＝1台）（軽自動車のみ使用）

【※注意点】

軽自動車税は専用の納付書です。
1台につき1枚（4連）になり所有者ごとに封筒で送付されます。
切離さないで持参ください。

② 3連納付書

(納付済通知書・原符・領収証)

【税・料目】

- ・市県民税 (最大 4 枚)
- ・固定資産税 (最大 4 枚)
- ・国民健康保険税 (最大 8 枚)
- ・介護保険料 (最大 8 枚)
- ・住宅使用料 (最大 12 枚)
- ・保育料 (最大 12 枚)

【※注意点】

期・月別ごとに 1 枚 (3 連) になり、封筒に同封されて送付されます。納付書に記載されている納期を確認し
順番に納付してください。



③ ハガキタイプの納付書

(葉書部分・納入済通知書・原符・領収証)

【税・料目】

水道使用料・下水道使用料・有線放送使用料

【※注意点】

葉書タイプの納付書になります。コンビニで支払う時は葉書部分を切り離した状態で持参ください。



コンビニ収納 Q & A

Q 1. 手数料はかかりますか？

A 1. 曾於市が負担しますので、納付のときに手数料はかかりません。

Q 2. 24 時間いつでも納められますか？

A 2. 各コンビニの営業時間内でしたら、土・日・祝日を含めて 24 時間いつでも納付することができます。

Q 3. 軽自動車税納税証明書 (継続検査用) はどうなりますか？

A 3. コンビニで納付されても、使用できます。
軽自動車税の納付書には、領収証書と一緒に軽自動車税納税証明書 (車検用) がついていますのでそれを使用してください。

Q 4. 納税証明書がすぐ必要な人は？

A 4. コンビニで納付いただいた場合、曾於市で収納確認ができるまでに 3 週間程度かかる場合があります。

納税証明書がすぐ必要な人は、コンビニの領収印を押印した領収証書を市役所にお持ちいただき、納税証明書の申請をしてください。

Q 5. バーコードが印字された納付書は、コンビニ以外では使えないですか？

A 5. これまでどおり金融機関などでも納付できます。



コンビニ収納開始ポスター

お問い合わせ先

曾於市役所

税務課

☎ 0986-76-8804

税務課からのお知らせ

平成24年度は、固定資産の評価替えの年です

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産を所有している方に納めていただく税金です。

固定資産の評価替えとは、3年毎に土地・家屋の評価を見直すものです。

課税内容については、課税台帳の閲覧・縦覧期間又は納税通知書に同封する課税明細書をご確認ください。納税通知書は5月上旬に発送する予定です。

課税台帳の閲覧と土地・家屋価格などの縦覧

事前に課税内容を確認したい場合は課税台帳の閲覧が可能です。課税の内容は、電話ではお答えできませんので、直接、本庁税務課または大隅・財部各支所地域振興課税務係までお越しください。

◇課税台帳の閲覧

所有する土地・家屋の課税台帳（名寄帳）が閲覧できます。

（主な記載事項は、5月上旬に送付する納税通知書の課税明細書でも確認できます。）

・閲覧期間

平成24年4月2日（月）～平成24年5月31日（木）

（休日・祝日を除く）

・閲覧できる方

固定資産税の納税義務者、固定資産税の納税義務者の代理人、借地借家人など

◇土地・家屋価格の縦覧

土地や家屋の評価が他の土地や家屋と比較し確認できる帳簿が閲覧できます。

・縦覧期間

平成24年4月2日（月）～平成24年5月31日（木）（休日・祝日を除く）

・閲覧できる方

固定資産税の納税者（市内に土地、家屋を持つ納税者）、固定資産税の納税義務者の代理人

※納税者（固定資産税を納めている方）

◇閲覧・縦覧場所

本庁税務課

大隅・財部各支所地域振興課税務係

◇必要なもの

申請者が本人であると証明できるもの（運転免許証・健康保険証など）

借地借家人が課税台帳を閲覧する場合は賃貸契約書

代理申請の場合は委任状

○お問い合わせ先

本庁税務課固定資産税係 ☎ 0986-76-1111 内線 1145

大隅支所地域振興課税務係 ☎ 099-482-1211 内線 2143

財部支所地域振興課税務係 ☎ 0986-72-1111 内線 3134

住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を始めました。4月1日以降に住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。 商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・平成23年4月1日以降、市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4. 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金品等	（基本の祝金等） 1. 市内業者による新築 商品券10万円分+現金10万円=計20万円分 2. 市外業者による新築 商品券5万円分+現金5万円=計10万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券5万円分+現金5万円=計10万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券2万5千円分+現金2万5千円=計5万円分 （転入者加算） 5. 上記1～4の対象者で、転入して1年以内の方に対して、商品券5万円分+現金5万円=計10万円分を加算。 ※注）本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。
4. 注意点（対象外等）	1. 新築・購入の日は、法務局の登記（新築・所有権移転）の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後1年以内に申請してください。 3. 転入日以後1年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。



住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！

左は1月23日に行われた
住宅取得祝金等交付式の写真

森林の土地を取得したとき届出が必要です 新しい制度が平成 24 年 4 月から始まります

Q. なぜ新たな届出制度ができたのですか？

A. 森林の所有者が分からないと、

- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
- ② 事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられないことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。



適切に森林整備を推進！

Q. どのような場合に届出が必要なのですか？

A. 個人か法人にかかわらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。

面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※ 1 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので御注意ください。

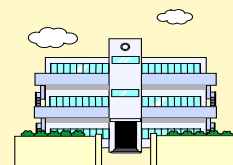
※ 2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。市街化区域：2,000 m² その他の都市計画区域：5,000 m² 都市計画区域外：10,000 m²

Q. どのように届出を行うのですか？

A. 所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。



届出書の提出



市役所・役場



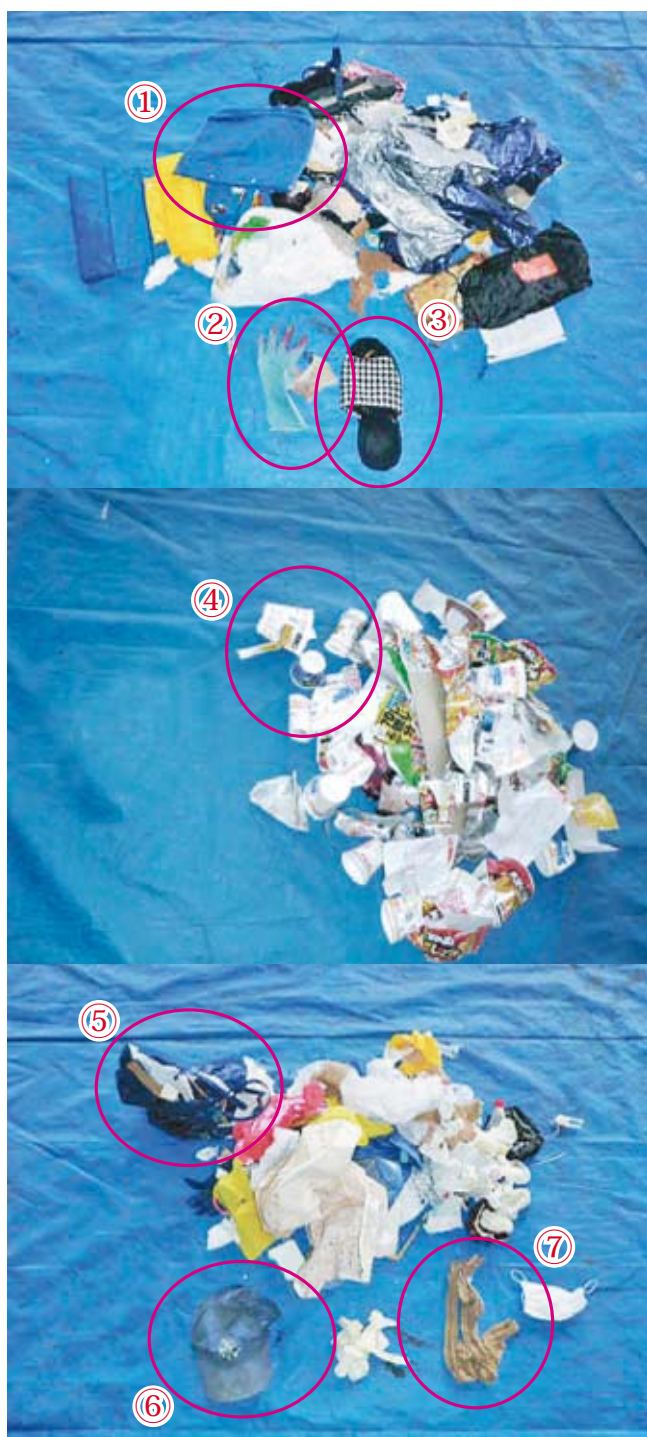
森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1 ha 超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です。（保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です）

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課 林政係

末吉 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0940

資源ごみの分別について



これらは、曾於市内から排出された資源ごみ（容器包装プラスチック）の分別状況を調べ、資源ごみ以外の物を取り除いた様子です。

布製バッグ（①）やゴム製品（②）などの不燃ごみや、スリッパ（③）などの可燃ごみが多く見られます。

最近特に多いのが、紙製容器（④）の混入です。

カップ麺の容器や紙製パックなどの混入が多く見られます。

製品表示を確認し、紙製容器は可燃ごみとして分別しましょう。

その他、衣類（⑤）や帽子（⑥）、ストッキング（⑦）など様々な物が混入しています。

このように混入物の多いものは上手くりサイクルされず、そのまま廃棄処分されます。

曾於市作成の「**分別の手引き**」に従って、適正に分別しましょう。

" 混ぜればごみ、分ければ資源 "

お問い合わせ	本庁（末吉）市民課環境係	☎ 0986-76-8805
	大隅支所地域振興課環境係	☎ 099-482-5923
	財部支所地域振興課環境係	☎ 0986-72-0934

日	月	火	水	木	金	土
				3/1	2 親子	3
4	5 ひろば	6	7	8 ひろば	9 親子	10
11	12 ひろば	13 ひろば	14	15	16 講座	17
18	19 ひろば	20 春分の日	21 ひろば	22	23 親子	24
25	26	27 ひろば	28	29 ひろば	30	31

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）

育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

●会場：弥五郎伝説の里

午前10時～11時30分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

午前10時～11時30分

育児講座

●会場：大隅弥五郎伝説の里（11日）

午前10時～11時30分

子育てふれあいひろば

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ

<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



育児講座

3月16日（金）は、大隅弥五郎伝説の里（健康ふれあい館）で、パクパククッキングを開催します。講師は曾於市役所栄養士の春山泰子さんです。赤ちゃんから就学前のお子様まで、親子一緒にどうぞでも参加できます。

各自準備していただくもの
エプロン、三角巾

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
4月12日 （木）	午前10時～ 午後3時	末吉支所 1階会議室

○鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。

日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

国民年金のはなし

年金移動相談所を開設。

20歳がスタート「国民年金」!

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



異動の際は、届出を忘れずに!

春は、就職・転職・進学など異動の多い季節です。忘れずに届出をしてください。

※市役所の国民年金係への届出

①20歳になったとき（すでに厚生年金保険・共済組合に加入されている方は除く）

②転居・転入・転出をしたとき（国民年金被保険者の方）

③退職したとき

④離婚や収入増で配偶者の扶養から外れたとき

※年金事務所への届出（手続は勤務先）

・厚生年金保険や共済組合に加入する配偶者に扶養されるようになったとき

・就職したとき

学生納付特例制度（学生免除）の手続きはお済みですか?

学生納付特例制度とは、前年所得が一定以下である20歳以上の学生の方が申請することにより、保険料の納付が猶予される制度です。

平成23年度の手続きがお済みでない方は、お急ぎ下さい。

手続きの際は、在学証明書または学生証のコピー、印鑑をお持ちください。

水土里サークル活動 (農地・水保全管理支払交付金) について

お問い合わせ先

耕地課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8810

大隅 ☎ 099-482-5952

財部 ☎ 0986-72-0940



水土里サークル活動とは

○農村における過疎化・高齢化・混住化等が進むなか、農地・農業用水等の地域資源を守る共同活動の脆弱化が進んでいます。このため、平成19年度から国の施策として農地、農業用水等の資源を地域ぐるみで支えていく農地・水環境保全向上対策が導入されました。

○鹿児島県では、農地・水・環境保全向上対策の愛称を「水土里サークル活動」としました。これは、鹿児島県が進める「共生・協働の地域社会づくり」の

実践活動として国の施策を本県なりの形に変換させて推進するためです。

サークルという言葉は、①円、

輪、環↓人と人、地域のつながり②仲間、団体↓活動組織③循環↓活動の継続、環境を守る等の意味があり、これに「水土里」をつけることにより、地域共同で、農地、水等の資源を守る活動を表しています。

曾於市では、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し現在16組織を支援しています。

平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として継続します。老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や、水質・土壌などの高度な保全活動への支援をします。平成24年4月1日以降活動を希望される組織、団体等がありましたら、各支所まで、お問い合わせください。

水道課からの お知らせ

年度末を迎え、転入転出をされる皆さんへお願い致します。

転出される場合、閉栓届が必要となります。

閉栓届は、転出前に受付が出来ますので転出予定日を確認し印鑑をご持参のうえ、水道課へお越しください。



「健康に関する標語」



お問い合わせ先

教育委員会学校教育課

大隅 ☎ 099-482-5957

曾於地区学校保健会では、第27回曾於地区健康に関する標語の選考を行い、以下の作品が選ばれました。

本会の活動をご理解いただくとともに、健康意識の向上を図るため優秀作品の紹介を致します。

曾於市に在籍する児童のみ紹介します。

【特選作品】

こころはね うれしいときに
晴れるんだ

末吉小2年 原口 海音

えがおであいさつ みんなの心
があったまる

菅牟田小4年 藤 康樹

スマイルが 健康の一つに
なっていく

財部南中1年 西丸 綾華

そばにいる きいてあげるよ
君の声

末吉中3年 八木 夢乃

いただきます。 つくった人に
かんしゃをこめて

笠木小4年 松下 蒼生

正しい食事 大人になっても
続けます

末吉中3年 山下 直哉

消費生活相談員を募集します



市役所経済課商工観光係

☎ 0986-76-8823

悪質業者の手口は年々巧妙になり、被害はますます深刻になっています。市内でも訪問販売や送りつけ商法など、様々な被害が報告されています。

そこで、そんな被害にあった方々の相談を受ける相談員を募集します。

相談員として経験のない方でも、各種研修等に参加して少しずつ資質の向上を図っていただきます。意欲のある方のご応募をお待ちしております。

【募集要件】

1、次のいずれかの有資格者、または資格取得に意欲のある方

- (1) 消費生活専門相談員：(独) 国民生活センター
- (2) 消費生活アドバイザー：(財) 日本産業協会
- (3) 消費生活コンサルタント：(財) 日本消費者協会

2、採用の内容

- (1) 職種・人数 消費生活相談員 1 名（臨時職員）
- (2) 勤務内容 ア 消費生活に関する相談と苦情の受付・助言
それらに伴うパソコン入力業務
イ 消費者意識啓発業務等
- (3) 任用 平成 24 年 4 月 1 日～ 25 年 3 月 31 日（その後、単年度ごとに更新）
- (4) 勤務 基本的に月 20 日勤務が可能な方（ただし、土・日・祝日は休み）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（昼休み 正午～午後 1 時）
- (5) 賃金 日額 6,600 円
- (6) 研修 鹿児島県消費生活センター等が行う各種研修会に参加
- (7) その他 社会保険・雇用保険あり

【応募方法】

- 1、受付期間 平成 24 年 3 月 1 日（木）～ 3 月 19 日（月）
- 2、提出書類 市販の履歴書（写真添付のもの）、資格証の写し（有資格者のみ）
持参または郵送（3 月 19 日必着）
- 3、提出先・お問い合わせ先
〒 899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市役所経済課商工観光係
☎ 0986-76-8823（内線 1 6 7 8）

【選考方法】 提出書類と面接により行います。

- 1、面接日 平成 24 年 3 月 28 日（水）午前中（時間はおって連絡します。）

【その他】 提出いただいた書類は返却いたしません。